



9月号

おおもり 青色便り

No.0721

一般社団法人 大森青色申告会

令和8.9.1

受けよう



「帳簿の確認！」

この記帳確認月間では、下記の期間に記帳確認を受けられた方に「記帳確認証」シールをお渡ししております。この「記帳確認証」はお手許の帳簿等に貼り付け、帳簿と共に保管してください。

また、消費税の確定申告が必要な方で、特に本則課税の方は、正しい帳簿が出来ていないと仕入税額控除が否認されてしまう場合があります。

また、消費税の確定申告が必要な方で、特に本則課税の方は、正しい帳簿が出来ていないと仕入税額控除が否認されてしまう場合があります。

10月は記帳確認月間です！
(完全予約制)

正しい決算申告は
毎日の記帳から

期 間 : 令和8年10月8日(木)～10月21日(水) *土・日・祝を除く
時 間 : 9時・10時・11時・13時・14時・15時の枠で予約制
会 場 : (一社)大森青色申告会 会館
持 ち 物 : 記帳している帳簿(弥生会計のデータ可)
予約先電話 : 03-3771-8859

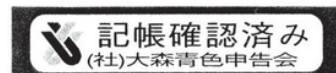


★通常行っている記帳相談は、11月末までとなっております。早めのご相談を！
12月～3月は、記帳相談を行っておりません。



「記帳確認」やよい入力の巻

記帳確認期間に記帳確認を受けた方に差し上げている「記帳確認証」シール↓です。



帳簿等に貼り付け、帳簿と共に保管してください。

着任のご挨拶



大森税務署長
千葉 波樹

初秋の候、一般社団法人大森青色申告会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、本年7月の人事異動で広島国税局笠岡税務署から参りました千葉でございます。前任の古寺署長同様、よろしくお願い申し上げます。

役員の皆様並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、確定申告期の「青色コーナー」への従事協力をはじめ、会員の皆様方のマイナンバーカード利用を中心としたe-Tax申告やキャッシュレス納付の推進、一般納税者に向けての無料記帳相談や各種広報などを通じた青色申告の普及・納税道義の高揚など多大な貢献をされています。この場をお借りして、心より御礼申し上げますとともに、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

さて、国税当局におきましては、納税者利便

の向上と税務行政の効率化推進のため、申告・納税手続のオンライン利用率の向上と税務行政及び事業者のデジタル化促進に継続的に取り組んでいるところです。

令和8年度税制改正におきましては、デジタル時代にふさわしい記帳や申告方法を一層推進する観点から、所得税の青色申告特別控除について見直しが行われました。この改正により、令和9年分以後、10万円を超える青色申告特別控除の適用にはe-Tax申告が必須になるとともに、優良な電子帳簿保存またはデジタルシームレス保存（請求書データ等との自動連係）の要件を満たした記帳等を行っている方の控除額の上限が75万円に引き上げられます。

一方、前々年の事業所得もしくは事業的規模の不動産所得に係る収入金額が1千万円を超える場合、簡易簿記による10万円の青色申告特別控除の適用が認められないこととなり、会計ソフトによる複式簿記での記帳や電子申告の重要性が一段と増すこととなりました。貴会におかれましては、会計ソフトの普及と電子申告の推進及び事業者のデジタル化促進に、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人大森青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



大森税務署
副署長
大川 博史

この度の人事異動で初めて大森署で勤務することとなりました。

大森地区は、海苔文化やものづくりの歴史を有するとともに、文士文化や豊かな緑にも囲まれた、産業・文化・自然が調和した魅力あふれる地域であると認識しています。

私自身、まずはこの1年間、大森地区の歴史・文化について理解を深めながら、様々な機会を通じて大森青色申告会の皆様との信頼関係の構築に努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

前任地：国税庁 長官官房

広報広聴室 課長補佐

出身地：栃木県

趣味：サッカー



大森税務署
個人課税第一部門
指導上席
長谷川 豪郎

この度の異動で10年ぶり2度目の大森署勤務となりました。

前回大森署から異動後の翌年から連続9年目の指導担当で、これまで平塚会、蒲田会、大和会の青色申告会の皆様にお世話になってまいりました。他会での経験も踏まえ、誠心誠意皆様のご活動にご協力させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

前任地：大和税務署

個人課税第1部門指導上席

出身地：山形県

趣味：愛猫の世話、家族旅行、外食

▶ 都税事務所からのお知らせ

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税、個人事業税 など

※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

(不動産取得税を除く。)

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限(不動産取得税を除く。)までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村(火災の場合は消防署)で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

※不動産取得税・個人事業税については都税支所・支庁でも申請できます。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所・支庁までお問い合わせください。

青年部員募集中!!

大森青色申告会青年部では新規青年部員を募集しています！青年部では、様々な業種・年齢の方が部員として在籍しており、部員間の

交流を通しご自身の事業に関する有益な繋がりを構築できるチャンスがあります！あなたも青年部に入部して、一緒に繋がりを作ってみませんか？

主な活動としては、

- ①大森青色申告会の事業活動の支援
- ②税務・経営・経理などに関する講習会や研修会などの企画・運営
- ③青年部員の親睦をはかるため、レクリエーションの企画・運営
- ④その他、地域イベントの支援活動などです。



入部条件は、青年部の活動趣旨に賛同する当会会員（事業主・専従者）の方であれば男女問わず自由に入部できます。部員一同あなたの入部をお待ちしております。

※ご質問・お問合せ・入部希望は（一社）大森青色申告会事務局 3771-8859 までお電話ください。

◆◆◆ 各支部・部会の総会終了報告 ◆◆◆

会員の皆様が所属する各支部及び部会の総会が下記のとおり無事終了しました。

大森東支部：開催なし

大森西支部：書面開催

入新井支部：書面開催

新井宿支部：書面開催

馬込支部：開催なし

池上支部：開催なし

青年部：7月31日（金）

理容部会：開催なし※

※理容部会は、令和8年6月30日をもって解散いたしました。

当会の夏季休暇について

9月24日（木）・25日（金）・28日（月）は、当会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほど宜しくお願いいたします。



当会会費の口座振替のお知らせ

10月6日（火）は、当会会費の第3期分（10月～12月分6,000円）の口座振替日です。預金口座残高の確認をお願いいたします。なお、退会等で口座振替の停止を希望される場合は、9月14日（月）までにお電話くださいますようお願いいたします。

※口座振替用紙を未だ提出されていない方は、至急当会までお送りください。

※会費に未納がございますと、確定申告のご案内を発送いたしかねますのでご了承ください。

一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 林 裕昭

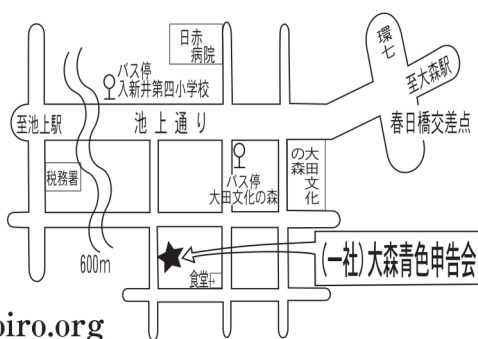
大田区中央3丁目10-18

TEL：03（3771）8859

FAX：03（3773）6388

Eメール：aioiro-o@nifty.com

URL：https://www.oomori-aioiro.org



予約制 事務局に申込み
時間 申込順で30分位

無料法律相談日

9月10日（木）
17日（木）

保険の相談

ご希望の方は事務局迄